

平成26年 7 月31日

厚生労働省保険局医療課 御中

協同組合日本接骨師会

会長 登山 勲

「多部位診療・頻回診療・長期診療」一律調査注意の要望

要望の趣旨

多部位診療・頻回診療・長期診療に対し、該当患者一律照会調査の取り組みについて、会計検査院指摘に基づきこれを「三要件患者対象全員対策」ではなく、この前提に「三要件傾向的柔道整復師対象対策」とするよう、また、対策について傷病の自己診断や診療記録の記憶を問う行き過ぎの自粛について保険者の取り組み周知徹底をお願い申し上げます。

なお、この実施に「見本」乱用注意もお願い申し上げます。

要望の理由

この度、一部保険者から多部位診療・頻回診療・長期診療に対し、該当患者一律対象とする取り組みの連絡があり、その理由として厚生労働省や会計検査院指示を掲げています。

だが、会計検査院は患者の受診妨害を惹起するようなことの指示は無く、これら三要件対象となる事案の傾向的柔道整復師を指し、また、厚生労働省も会計検査院指摘に対し、三要件を挙げるも、各該当者を全員対象とすべきなどとしていないものを、因に、受診妨害惹起の回避対応を再々掲げ、患者の受診妨害回避取り組みの注意である。

もともと会計検査院の乱診乱療柔道整復師防止対策で、三要件対象患者全員を漏れなくなどとしていないものを、即ち、患者対象対策ではなく柔道整復師対象対策とするもので、この要点が保険者の統計整備の責務である。会計検査院も厚生労働省もこのことの注意の下の取り組みとしているものです。

以上の次第で、この度、各地域での標記の件についてこの注意を無視する取り組み通知があり、この事がさらなる受診妨害頻発とならないよう速かに注意指導を賜るようお願い申し上げます。

東京都例

熊本県例

山形県例